平成20年第2回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

平成20年6月9日(月曜日)午前10時開議

日程第 1 会派代表質問

- 27番 平山 英議員
 - 1. 次期市長選挙について
 - 2. 広域消防のあり方について
- 日程第 2 議案第48号~議案第49号の質疑
- 日程第 3 議案第50号~議案第51号の質疑

出席議員(31名)

1番	岡	本	真	芳	君	2	番	部	瑞	穂	君
3番	眞	壁	俊	郎	君	5	番 髙	久	好	_	君
6番	鈴	木		紀	君	7	番 磯	飛		清	君
8番	東	泉	富 =	上夫	君	9	番 髙	久	武	男	君
10番	平	山	啓	子	君	1 1	番木	下	幸	英	君
12番	早 Z	立女	順	子	君	1 3	番 渡	邉		穰	君
14番	玉	野		宏	君	1 5	番 石	Ш	英	男	君
16番	吉	成	伸	_	君	1 7	番 中	村	芳	隆	君
18番	君	島	_	郎	君	1 9	番 関	谷	暢	之	君
20番	水	戸		滋	君	2 1	番山	本	は	るひ	君
22番	相	馬		司	君	2 3	番 若	松	東	征	君
24番	植	木	弘	行	君	2 5	番相	馬	義	_	君
26番	菊	地	弘	明	君	2 7	番 平	Щ		英	君
28番	人	見	菊	_	君	2 9	番 齋	藤	寿	_	君
30番	金	子	哲	也	君	3 1	番 松	原		勇	君
32番	室	井	俊	吾	君						

欠席議員(なし)

説明のために出席した者の職氏名

市 長	栗川	仁	君	副市長	折	井	正	幸	君
副市長	君 島	寛	君	教 育 長	井	上	敏	和	君
企画部長	高 藤	昭 夫	君	企画情報課長	増	田		徹	君
総 務 部 長	千本木	武 則	君	総務課長	金	丸	俊	彦	君
財政課長	山 崎	稔	君	生活環境部長	松	下		昇	君
環境管理課長	鈴木	健 司	君	保健福祉部長	平	山	照	夫	君
福祉事務所長	三 森	忠	君	社会福祉課長	成	瀬		充	君
産業観光部長	二ノ宮	栄 治	君	農務畜産課長	臼	井	郁	男	君
建設部長	向 井	明	君	都市計画課長	柳	田		篤	君
上下水道部長	江 連	彰	君	水道管理課長	菊	地	_	男	君
教育部長	君 島	富 夫	君	教育総務課長	折	井		章	君

選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事 務 局 長	田	代	哲	夫	君	農業委員会 事 務 局 長	枝		幸	夫	君
西 那 須 野 支 所 長	塩	谷	章	雄	君	塩原支所長	印	南		叶	君
本会議に出席した事	務局職	員									
議会事務局長	織	田	哲	徳		議事課長	深	堀		博	
議事調査係長	斎	藤	兼	次		議事調査係	福	田	博	昭	
議事調査係	高	塩	浩	幸		議事調査係	佐	藤	吉	将	

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(植木弘行君) おはようございます。 散会前に引き続き本日の会議を開きます。 ただいまの出席議員は31名であります。



◎議事日程の報告

○議長(植木弘行君) 本日の議事日程はお手元に 配付のとおりであります。

<u>\lambda</u>

◎会派代表質問

○議長(植木弘行君) 日程第1、会派代表質問を 行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。



◇ 平 山 英 君

- O議長(植木弘行君)
 敬清会、27番、平山英君。

 [27番 平山 英君 登壇]
- ○27番(平山 英君) おはようございます。

議席番号27番、平山英でございます。敬清会を 代表いたしまして、会派代表質問を行います。

まず、1項目の次期市長選挙について質問いたします。

振り返るに、栗川市長は平成15年2月に旧黒磯市長に当選をされ、平成の大合併の烈風が吹き荒れさまざまな難問が噴出する中、不退転の決意のもと、3市町の合併にこぎつけました。さらに新市那須塩原市の初代市長として、市民の目線に立

って、地域的な偏りや不公平感が生じないように 公平・公正を旨として、11万5,000人余の市民が ふるさと那須塩原と呼べるように、市民の一体感 の醸成に取り組んでこられました。

また、市長は7つの公約を掲げておりますが、 活力に満ちた那須塩原市の建設では、幹線道路など都市基盤の整備や市街地再開発事業などの地域 拠点の整備、また観光拠点の整備では湯っ歩の里 のオープンなどに、さわやかな生活を支える福祉 社会づくりでは、子どもたちの医療費無料化の拡 大や救急医療体制の充実などに取り組んでおられ ます。

地域の特性を生かした産業の振興では、東那須 産業団地へアウトレットモールの進出や夏どりイ チゴの生産振興などに、快適で潤いのある社会基 盤の整備では、先ごろ発表された黒磯板室インタ ーチェンジ開通や、那須塩原駅前の土地区画整理 事業などに取り組んでおられます。

一人一人を大切に育てる教育の推進では、市採 用の教師の配置事業や30人学級への移行に努め、 緑の大地を守り伝える環境型社会の構築では、平 成21年度稼働に向けた広域ごみ処理施設の建設や、 環境基本計画の策定に取り組んでおられます。

市民の市役所づくりでは、車座談議の実施や職員の地域担当制、便利な窓口の充実などに取り組み、着実に成果を出しております。

まさに市民が元気で安心して暮らし、将来の夢と希望が持てる那須塩原市を築くことであります。このたび策定した第1次総合計画は、栗川市長の市政公約を集約したものであり、那須塩原市の基礎を固める施策の集約であります。市民は、豊かな自然に加え、交通の要衝として、県北の中核都市として、さらなる那須塩原市の発展と、真に「人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原」という将来像を願っておるのであります。

栗川市長の那須塩原市への思いと今後の考えを 伺います。

○議長(植木弘行君) 27番、平山英君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君 登壇〕

〇市長(栗川 仁君) 皆さん、改めましておはようございます。

敬清会27番、平山英議員の会派代表質問にお答 えをいたします。

次期市長選についてということのご質問でございますが、ただいまは平山議員から、私の市政運営についての評価がなされたものと思っておるところでございます。

さまざまな問題を抱えながらも、議員の皆様方 のご理解とご協力をいただきまして、感謝を申し 上げるところでございます。

私が市長として心がけてきた点につきましては、 市民の立場に立ち、市民と同じ目線で行政運営を 進めることであり、さらに政策やビジョンの説明 責任をしっかり果たし、議員の方々や市民の皆様 方に協力をお願いし、本市のまちづくりを実現し ていくことに努めることであります。

私が掲げた公約は、平成19年度に第1次那須塩 原市総合計画に具体的な施策として盛り込みまし たところであります。それらを着実に成果を上げ ていきたいと考えておるところでございます。

首長という仕事を一言で言いますと、任期という限られた時間と、行政あるいは財政という限られた約束の中で、私が公約をしましたことを実現することに尽きるものと考えております。

しかし、社会情勢や景気の急激な変化に伴い、 新たな課題を再認識をしておるところであり、残 された在任期間の中で、さらに本市のまちづくり に全力を傾注してまいりたいと考えております。 今後の方向性につきましては、ただいま申し上 げました残された期間に私の持っている力を十分 発揮をしまして、その上で今後の方向性を考えて いきたいというふうに思っております。

よろしくご理解のほどをお願い申し上げ、答弁 といたします。

- O議長(植木弘行君) 27番、平山英君。
- **○27番(平山 英君)** それでは、再質問をいた します。

栗川市長は、気力、そして体力とも充実している今、市長として総合計画に沿って事業を実施推進し、そして計画を実現することが那須塩原市の目指すまちづくりにつながることと考えますが、次期の市長選挙への出馬の意思をお伺いいたします。

- 〇議長(植木弘行君) 市長。
- ○市長(栗川 仁君) 先ほど申し上げましたとおり、今日、任期を精いっぱい務めてまいりたいという考え方でございます。

顧みますと、一昨年体調を崩しまして皆様方には大変ご心配をかけたところでございます。おかげさまで先ほど質問にありましたように体調は十分のようだというふうに言われておりますけれども、私自身も今、体調は万全であるというふうに思っておりますし、医者のほうからも、もう病気に対する考えについては何も考えることはないということで、あとは年に1回ぐらい検査を受ければよいという指示をいただいておりますので、先ほど申し上げましたように、残された期間を万全を期してやっていきたいというふうに考えておりますし、これまでの事業の評価につきましては、先ほど話がございました。いずれも合併以前の各市町で持っておられた計画を実施して、今進めておるところでございます。

先ほども申し上げましたように、平成18年度末

に那須塩原市の長期振興計画を策定しまして、そ の後、平成19年度よりそれらの事業化に向けた計 画を立てたところでございます。計画は立てまし たけれども、先ほども申し上げましたように、こ れからその計画を着実に結果として出していかな ければならないというふうに認識をするわけでご ざいまして、そういう意味では残りの約8カ月間 ですか、それで全力を尽くすことはもちろんでご ざいますけれども、その後の方向性につきまして も後援者の理解をいただきまして、その後に、私 の考えとするマニフェスト等も含めた考えを示し ていければというふうに考えておりますけれども、 今の段階でどういうということより、今後支持者 の皆様方のそういう中でご理解を得ていきたいと いう努力をしてまいりたいというふうに考えてい るところでございます。

- 〇議長(植木弘行君) 27番、平山英君。
- ○27番(平山 英君) 今後も市発展のため、「人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原」という将来像に向けて、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

以上で1項目を終わります。

次に、2項目めの広域消防のあり方について質問いたします。

本市の消防行政は、黒磯那須消防組合と大田原地域広域消防組合の2つの組合を持つ変則的な体制となっております。また、下厚埼にある黒磯那須消防本部は、昭和46年に建設された大変古いものでございますが、最近騒がれております大きな地震に耐えられるのか、疑問があるところであります。それを踏まえて、まず総務省、そして県が示している広域消防のあり方について市長の見解を伺いたいと思います。

- 〇議長(植木弘行君) 市長。
- **〇市長(栗川 仁君)** それでは、2点目の広域消

防のあり方についてお答えをいたします。

まず、消防の広域化につきましては、災害の大規模化など消防を取り巻く環境が大きく変化をする中で、災害の多様化等に対応した市町村の消防体制の整備・確立を図ることを目的といたしまして、平成18年6月に消防組織法の一部が改正され、それを受けまして消防庁長官が、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を定め、おおむね人口30万人以上に1つの消防本部を目標とすることが示されました。

本県といたしましては、県消防広域化懇談会の 提言を初め、県消防広域化等検討委員会の報告書 やパブリックコメントなどを踏まえ、平成20年4 月23日に広域化対象市町村の組み合わせは、県内 に1つの消防本部体制を推進すべきとの考え方を 基本として「栃木県消防広域化推進計画」を策定 し、市町村消防の広域化の実現に向け、必要な支 援を行っていくとしております。

この栃木県消防広域化推進計画の策定に当たり、 広域化に関する意見を求められましたので、統合 による効率化のほか、統一的な指揮命令による部 隊運営や財政規模の拡大に伴う消防資材等の計画 的な整備など、組織や財政運営のメリット等を考 慮し、全県1つの消防本部とすべきとの考えを示 したところであります。

市町村消防の広域化は、県の消防広域化計画策 定後、5年以内に実現することが求められており ます。

今後は市町村消防の広域化を図るために、県内 市町村が消防本部による協議機関をできるだけ早 く立ち上げ、広域消防運営計画を策定することに なります。

消防力の充実強化は、市民の安心・安全の確保 に不可欠なものと考えておりますので、今後とも 消防の広域化の実現に向けて努力をしてまいりま す。

以上です。

- 〇議長(植木弘行君) 27番、平山英君。
- **○27番(平山 英君)** それでは、再質問をいた します。

消防の広域化については今後の協議を見守りたいと思いますが、黒磯那須消防本部の建てかえは、消防の広域化を含めた中での考えになるのかどうかを伺いたいと思います。

- 〇議長(植木弘行君) 市長。
- ○市長(栗川 仁君) この広域化消防組織が、県 としては1本の方向で進めるということで方向が 示されたところでございます。そういうことにな りますと、消防本部は県内に1つあればいいとい うことになるわけでございます。

各市町村の指揮がどうなるのかということは、 これから先になるんだろうというふうには思いま すけれども、そういうことになりますと、消防本 部は1つ、その下に各市町村の消防署があればよ いという判断になるのかなと想定をされるわけで ございます。そういう意味では、今黒磯那須消防 組合消防本部が置かれております建物、先ほどご 指摘のとおり、もう耐震の適用外の建物でござい ますので、診断をしなくとも耐震はクリアできな いだろうというふうに想定はしております。耐震 の診断は、多分してございません。しかし、もう 43年ぐらいたちますか、そういう老朽化したもの でございますので、当然建てかえを目的といたし まして、本年の予算の中にはわずかな額ではござ いますけれども、建てかえを考えた中での行政視 察と申しますか、消防署のあり方というものを検 討するということで予算措置もしております。そ ういう中で今後、建てかえについて前向きな考え 方を示しながらやっていかなければならないのか なというふうに認識をいたしております。

以上です。

- 〇議長(植木弘行君) 27番、平山英君。
- ○27番(平山 英君) ただいま答弁をいただきましたその消防署は、市民の安心、そして安全のための拠点として消防・防災・救急の活動を担っておるわけでございます。今後とも消防力の充実強化に向けて努力をお願いしたいと思います。また、黒磯那須消防本部の建てかえについても努力をお願いしたいと思います。

以上で、敬清会の代表質問を終わりたいと思い ます。ありがとうございました。

○議長(植木弘行君) 以上で、敬清会の会派代表 質問は終了いたしました。

以上で、会派代表質問通告者の質問は全部終了 いたしました。

会派代表質問を終わりたいと思いますが、異議 ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

O議長(植木弘行君) 異議なしと認めます。 会派代表質問を終わります。

◎議案第48号及び議案第49号 の質疑

○議長(植木弘行君) 次に、日程第2、議案第48 号及び議案第49号の2議案を議題といたします。 以上に対し質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番(早乙女順子君) 議案第48号 平成20年 度那須塩原市一般会計補正予算の中から、1点に ついて質疑いたします。

まず、住民基本台帳電算処理システムの改修費 の交付金が入ってきておりまして、その使われ方 としては、裁判員候補者予定者名簿作成支援プロ グラムの設定業務の委託料として同額出費される 予定になっておりますけれども、この裁判員候補 者予定者名簿の調製支援プログラムに関すること で、実際にこの裁判員制度について行政の方では 市民への負担、また制度の問題点をどのようにと らえているか、まずお聞かせください。

そして実際に、この裁判員制度は、審査後に開く評議会でだれが何を言ったかなどを漏らすと守秘義務違反とされて、最高で懲役6カ月の罰則があるというふうに定められているもので、個人情報に関してはとても厳格な制度になっておりますけれども、裁判員候補者名簿を作成する過程で、個人情報の保護に関してはどのような取り扱いを今まで準備段階で行ってきているか聞かせてください。

それで、この裁判員候補者予定者名簿調製支援 プログラムの設定業務が委託になっておりますけ れども、これは那須塩原市ではもう既にどこに委 託するかということがおおむね決まっていて出し てきているものなのか、今後広くこの支援プログ ラムの設定業務を入札をかけるおつもりなのか、 その辺のところを聞かせてください。

- 〇議長(植木弘行君) 選挙監査事務局長。
- 〇選管・監査事務局長(田代哲夫君) 裁判員制度 につきまして3点ほどご質問がありましたので、 順次お答えしたいと思います。

まず、市民への負担等につきましては、市としては一応法的に定められたものでありますので、 そういう対応等については現在行っておりません。

個人情報での対応ですけれども、これも法的に 細かく規定されておりまして、先ほど議員さんが 言いましたように、出廷しない場合には6カ月以 下の懲役または50万円以下の罰金というふうな形 になっております。

それと、それぞれ選ばれた方々の情報につきま

しては、本人の了解がない限り公表はだめだよと いうことで法的にもなってございます。

3点目の委託に関しましては、一応住民基本台 帳保守業者等が望ましいということで、まだ業者 等については決めておりませんけれども、そうい う業者にするということになると思います。 以上です。

O議長(植木弘行君) 12番、早乙女順子君。

○12番(早乙女順子君) 市民への負担というものは、実際に下野新聞、各社新聞で調査をしていますけれども、裁判員制度に対して市民はどういうふうにとらえているかということで、本当に負担だと答えている人が大部分だというふうに新聞報道からは推測できます。市のほうでも、市民がどれだけ負担があるのかというのを、ただ名簿を作成して、その名簿を裁判所のほうに安易に渡すということではなく、その名簿が使われたときに市民にどういう負担が来るのかぐらいはきちんと把握しておくべきだというふうに思います。

それでその中でですけれども、市町村での裁判 員候補者予定者の名簿では、住所、氏名、生年月 日、本籍等という書き方がよくされているんです けれども、そのほかに何が情報として提供される ことになるのでしょうか。その住所、氏名、生年 月日、本籍以外に何か情報として提供されるもの があるのかどうか聞かせてください。

それと、先ほど私はこの裁判員制度がとても守 秘義務違反なんかで最高で懲役6カ月の罰則があ るほど厳しいのに、裁判員になる人のほうのその 情報というのはどういうふうに外部、外部という のは裁判所ですけれども、出されていくのかとい うことで、ちょっと私も自分の町の個人情報保護 条例を見て、どれに当たるのかが判断ができなか ったんですけれども、今回のこの電子情報を裁判 所に提供するというときに、今までの住基ネット や個人情報を市が持っているものの中で利用する と想定していたものに、新たな目的外使用、あと 新たに外部に提供するということになったときに、 単純に外部に提供するという、言われたからこれ でするのでいいのかという議論を、ほかの県の市 町村なんかでは情報公開個人情報保護審査会とい う名称かどうかは、それぞれの市町村によって名 称少しずつ違いますけれども、那須塩原でしたら、 那須塩原市情報公開個人情報保護審査会というよ うなところで、どういう取り扱いをしたらいいの か、これでよろしいかどうかということを審査会 にかけているんですけれども、那須塩原市では前 年度のことになりますけれども、実際に諮問して、 それで答申を受けてそれに従ってやろうとしてい るのか、開催がされているのかどうかをお伺いし たいと思います。

個人情報に関する電算処理の開発とか変更とか そういうことをするときには、何に気をつけたら いいのかをきちんと審査会なんかで論議してもら って、それでこういうことを注意してやればいい ですよとかというのを一たんもらわなければいけ ないんじゃないかと私なんかは思うんですけれど も、那須塩原市の個人情報保護条例ではそういう 規定には解釈としてなっていないというんでした ら、それはそれで、もしかするとうちの条例がや っぱり不備だったのかなというふうに思うんです けれども、いかがでしょうか。

- ○議長(植木弘行君) 選挙・監査事務局長。
- 〇選管・監査事務局長(田代哲夫君) 私のほうから、その予定者名簿での提出に関してですけれども、現在のところ、氏名、住所、生年月日、本籍という形で名簿を提出するということでなっております。それ以外については、今のところ把握しておりません。
- 〇議長(植木弘行君) 総務部長。

- ○総務部長(千本木武則君) 個人情報保護審査会で、今回の裁判員のプログラム開発に当たって審査会で議論したかという部分でございますが、審査会では、裁判員制度の個人情報保護開示について審査はされておりません。
- 〇議長(植木弘行君) 12番、早乙女順子君。
- 〇12番(早乙女順子君) ということは、今回の この裁判員制度に関して個人情報に係る電算処理 の開発変更ということで、うちの条例ではそれに 該当しないという理解をしていいんですか。よそ の市町村では、個人情報保護条例の項目の何条に より審査会を開催するということで開催されてい る市町村があります。そういうところでどういう ことが話し合われているかというと、まず最高裁 より提供が予定されている名簿作成支援プログラ ムを使って無作為に抽出しますけれども、そのと ころでその過程するときに、その名簿作成支援プ ログラムが使用するコンピューターは選挙管理委 員会事務局内で管理し、他のコンピューターとは 結合しないとか、とても重要なことをきちんと明 快に1回確認し合っているんですね。そういうよ うなことを、きっと那須塩原の住基はTKCです かね、そこに安易にするのか、それともどこかも っといいところがあるといって公募するのかわか りませんけれども、外部のところも入りますし、 実際に選管だけじゃなくて、選管と保有担当課と 住基ネットを所管している担当課、そこら辺のと ころで、こういう名簿の取り扱いについてどうす るかということを、実際にどこかできちんと明快 にしておかないと、万が一その名簿が漏れたとか、 何かでアクセスできちゃったとかいうことになる といけないので、その辺のところをどういうふう に担保するおつもりなのかどうかを聞かせていた だくと同時に、うちの条例では、今言われたよう なことのときには対応はしなくてもいいという条

例になっているのか、条例の解釈として聞かせてください。もし条例の解釈としてこういうような電算処理の開発変更をするとき、外部との接続をするようなことになりますときなどについては、きちんと個人情報保護審査会にかけうあければならないのかどうか、それの解釈だけ聞かせてください。

- 〇議長(植木弘行君) 総務部長。
- ○総務部長(千本木武則君) 個人情報保護審査会 を所管する立場としましては、法に基づく名簿の 提供というふうなことでありまして、具体的に審 査が必要であるというふうな考え方は持っており ません。
- ○議長(植木弘行君) ほかにございませんか。
 企画部長。
- ○企画部長(高藤昭夫君) 住基ネットの所管といいますか、電算の関係、私どものほうでやっていますので、その関係でお答えいたしますけれども、先ほど選挙監査の局長からありましたように、これから業者が選ばれるということです。市のセキュリティーポリシーの中でも、今議員からお話がありましたように、情報が漏れていくということは最大の注意をしなければいけないところですので、業者が決まれば、契約時にその辺はきちんと漏れないような条件を付して契約をするということになってまいります。

以上です。

- 〇議長(植木弘行君)
 ほかにございませんか。

 〔発言する人なし〕
- ○議長(植木弘行君) ほかにないようですので、 議案第48号及び議案第49号の2議案に対する質疑 を終了することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(植木弘行君) 異議なしと認めます。 よって、質疑を終了いたします。

◎議案第50号及び議案第51号の質疑

○議長(植木弘行君) 次に、日程第3、議案第50 号及び議案第51号の2議案を議題といたします。 以上に対し質疑を許します。

10番、平山啓子君。

〇10番(平山啓子君) 議案第50号の中から、那 須塩原市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の 一部改正についてお伺いいたします。

その中で、一般廃棄物の処理手数料の減免また 免除というのが出ているんですけれども、その中 に生活困窮者、また生活の扶助を受けている低所 得者に対する人の減免措置の具体的な施策をお願 いいたします。

- 〇議長(植木弘行君) 生活環境部長。
- **〇生活環境部長(松下 昇君)** お答えをいたしま

現行制度では、生活保護者の減免が記載されて おります。改正案には削除する形ということにな っております。

現行では、家庭ごみについては全員無料でございますので、生活保護者がこの条項を適用されて減免になったというのは基本的にはない。何が減免の対象になっていたかと言いますと、事業に伴う、事業のほうから出てくるごみと、1台3,000円でトラックを持って回収する分が減免になるという制度の適用になるはずですけれども、その点につきましてはそうそう事例がありませんので、むやみやたらと生活保護の方がこの条項を適用されて減免になっていたというのは今までなかったということを、まず前提としてお答えをさせていただきます。

さて、本題に入りますけれども、今回の改正につきましては、ごみの減量化を主目的に考えて料金設定等をしていこうということで、この制度を立ち上げたいというふうに考えております。よりまして、整理の仕方といたしましては、いろんな福祉制度で減免をしている例等は全国の中であります。それらにつきましては福祉制度の中で十分審議をするといいますか、精査をして、適用すべきものは適用するという整理の仕方をさせていただきましたので、今回の条例の中では、そういう部分の福祉制度の部分につきましての減免についてはうたわないという整理になっております。

よって、今保健福祉部がこれは所管する福祉の 関係になりますけれども、その辺の内容につきま しては、保健福祉部のほうで昨年度から引き続き 今、最終的な内容の精査をして検討中というふう に私どもは聞いております。

以上です。

- 〇議長(植木弘行君) 10番、平山啓子君。
- ○10番(平山啓子君) 4人家族の場合のシミュレーションが出ていますね。この市の場合ですと年間で7,760円で、1カ月では650円程度になると書いてありますけれども、所得の低い人ほどやはり生活費に占める割合が高くなると思うんですね。そこで例えば来年21年度から実施なんですけれども、具体的な負担軽減策というので何か案がありましたら、よろしくお願いします。
- 〇議長(植木弘行君) 生活環境部長。
- **〇生活環境部長(松下 昇君)** お答えをいたします。

基本的にはごみの減量化を目的としておりますので、所得いかんにかかわらずごみを出す量をぜひとも減らしていただきたいというために、この有料化という主目的があるわけです。よりまして、今までと同じような量を出すという発想ではなく、

所得にかかわらずぜひとも減らしていただきたい ということで、所得による料金の設定等について は、現在、一切考えておりません。

以上です。

- **〇議長(植木弘行君**) 5番、髙久好一君。
- ○5番(高久好一君) 私も同じその議案50号のことについてなんですが、今ごみ減量化に向けてということで、ここにごみ袋の値段表が出ております。50円ということで、県内で2番目に高いごみ袋の価格ということでございます。非常にその市民が一番関心があるのは恐らく私、ここのことだと思うんですね。県内で2番目に高いごみの袋を設定した、そして進めていく。

私なんかの考えでは、これから説明会ということでこれを基本にして進めていくんだと思うんですが、市民の一番関心のあるところ、市民との協働という意味では、一番関心のあるところだと思うんです。そういう意味で私としては、非常にこういう条例を出していくのが早いのではないかという、もうちょっと市民との合意形成、協働、協働というのは心を合わせて仕事をすること、こう私理解しているんですが、そういう立場から、こういうことを先に決めてしまって説明会に持っていくというやり方で、協働ということになり得るのかというところをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(植木弘行君) 生活環境部長。
- **〇生活環境部長(松下 昇君)** お答えをいたします。

ごみ減量化につきまして、知識としては市民の方たちも多分皆さんご存じだと思います。ただ残念ながら、平成19年度のごみ処理量を見ますと、18年対比でふえております。ここのところずっとふえてきているという現状があります。知識としてはわかっていただいていると思うんですね。学校でも教えていただいていますし、マスコミ等も

含めましてあちこちで地球温暖化の問題等も含めてやはりごみは減量していくべきだ、資源を大切にするべきだと、これは知識として持っていただいておりますけれども、我々もそのように広報等でも訴えたりしてきております。残念ながらごみが減らないというのが現状です。

こういう理由をもちまして、全国レベルで言いますと、この間6月3日に環境省のほうでプレス発表のデータを出しているのを見ましたけれども、市町村の57%が有料化を導入している。それは18年度統計ですけれども、19年度はまだ出ておりません。そういう形で、ごみの処理量が減ってきているという全国レベルではある。よって、国の考え等も含めまして、有料化はごみ減量に役立っているという論理が成り立っているわけでございます。

そういう面も含めまして、今回我々が第2期ごみ処理施設をつくるわけですけれども、このごみ処理量はどういう計算で140tにしたかというのは、平成17年度あたりから話を聞いていると思うんで、十分理解していただいていると思うんですが、日量103.8t、この処理量で計算をすると、適正な修繕があったり、点検があったりで休む日がありますから、そのレベルで140トンという数字が国の算出で出てくるわけです。

現在、じゃどのぐらい燃やしているんだということになりますと、日量に割りかえますと110数tになっているんですね。ですから、我々担当者としては危機意識を持っています。減らしていただかないと、第2期が適正な運営ができるかどうかを心配しております。

よって、我々は緊急の課題だと思っておりまして、今回の条例ご提案になったわけでございますので、それの減量化に当たりまして協働をどう考えるかという点がありましたけれども、それには、

前から何度もお話ししていますように、ごみ減量 推進と、それからその下に流れ着くステーション の責任者というピラミッド形式で、その下にまた 各世帯があるという形で、みんなで市役所と一緒 にごみ減量化に取り組んでいただきたいというも う一方の制度も立ち上げる、ただ有料化だけじゃ ない、そういうところもご理解をいただいて、今 回の改正については議論をしていただければとい うふうに思っています。

以上です。

- 〇議長(植木弘行君) 5番、髙久好一君。
- 〇5番(髙久好一君) 非常に危機意識を持って臨 んでいるというお話でしたけれども、やっぱり市 民のほうが、今いきなり出てきた、もうちょっと あるんじゃないか、来年の4月から始まる、せめ て12月の議会あたりにこれが出てくるんではない かというのが、恐らく市民の、私が聞いていた範 囲でのそういう話でした。値段を決めてしまって、 しっかりと市民の中で議論が深くされない中で、 理解をという形で持っていって、先ほども言いま したが、果たして市民との合意形成ができるのか というあたりが私は非常に心配です。市のほうも 非常に不法投棄、ほかの問題も考えられるという ことで、そちらも力を入れるという話になってい ますが、その辺についてもう少しお話を聞きたい と思います。
- 〇議長(植木弘行君) 生活環境部長。
- **〇生活環境部長(松下 昇君)** お答えをいたします。

事前の準備期間の長い少ないの話になっているようでございますけれども、平成17年度の市政懇談会のレベルあたりから、前部長の時代になりますが、有料化について検討していきますと、明快にパブコメ等も含めて説明等もしてきております。よって、17、18、19年と3年間、議会の答弁の中

でもその方向で検討していますと市長答弁等もさせていただいているように、ずっとその内容について市民に向けては発信をしてきたつもりでございます。

今回最終的なパブリックコメントの中でも、金額等も明示しながらご意見をいただいております。 もちろん金額といいますか、取ること自体についていかがなものかというご意見等もありましたが、それが多くを占めていることではないのは、広報でもお知らせして、パブリックコメントの内容を開示してありますから十分確認していただけたと思うんですけれども、やむを得ないという方も多く意見があったというふうに理解しております。

それから、金額の問題をよく、2番目に高いとかとおっしゃいますが、一番が確かに60円ですけれども、50円というのはたくさんあるわけでございまして、それと40円のところも40リッター40円ですからね。45リッターだとまた違う数字になるわけです。本市は45リッターで考えていますから、50円という数字自体は県内で2番目という表現でとられるような高いほうに位置するというふうに私はとっておりませんで、たまたま昨日ちょっと用があって白河へ行きましたけれども、これは55円でスーパーで売っておりましたから、金額的に金券等も含めて、そう高い数字で設定をさせていただいているというふうな理解はしておりません。

また、不法投棄につきましても、確かに市民の 理解が得られないと、ふえる可能性はもちろんあ ると思いますけれども、これにつきましても、こ れも何度も私は答弁させていただいておりますこ と、有料化をしている先進地の統計データを見ま すと、日ごろからしっかりやって不法投棄を少な くしようと運動している市町村では、有料化をし たからイコールふえてしまったという事例はない というふうにお伺いしておりますので、本市の市 民もその辺は十分理解をしていただいて、不法投棄がふえるというようなことのない市民であるというふうに、私も信じていきたいと思っております。また、それは説明会の中でも十分お伝えをしていきたいというふうに思っています。

以上です。

- ○議長(植木弘行君) ほかにございませんか。
 〔発言する人なし〕
- O議長(植木弘行君) ほかにないようですので、 議案第50号及び議案第51号の2議案に対する質疑 を終了することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(植木弘行君) 異議なしと認めます。 よって、質疑を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長(植木弘行君) 以上で、本日の議事日程は 全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。 ご苦労さまでした。

散会 午前10時50分